

京都市教育長告示第16号

京都市図書館利用規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市教育長 在田 正秀

第1条の見出しを「(資料の利用)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定するもののほか、法令又は条例の規定による場合その他やむを得ないと認めるに足りる事由がある場合にあっては、必要な限りにおいて、図書館資料の利用を制限することがある。

第5条第5項及び第14条第1項中「館内所定」を「所定」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

個人貸出登録及び個人貸出しの手続は、次に掲げる場合を除き、代理人によって行うことはできない。

- (1) 利用者等が身体障害者等である場合
- (2) 代理人が利用者等の同居の親族である場合
- (3) 前2号のほか、代理人を利用することにつき正当な理由があると認められる場合

第15条第2項中「前項ただし書の代理人による」を「前項各号に掲げる場合における」に改める。

第27条に次の1項を加える。

- 2 前項本文に規定する弁償（前項ただし書により別に定める場合において行うべきことを含む。以下同じ。）をすべき者が、弁償を拒否し、又は所定の期日までに弁償を履行しないときは、図書館資料の貸出しを一時停止することができる。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

個人貸出登録申込書

（太枠の枠内を記入してください。該当する□にはレ印を記入してください。）

|                                       |  |  |  |  |        |
|---------------------------------------|--|--|--|--|--------|
| (宛先)京都市                               |  | 図書館長   |  | 年 月 日  |        |
| 京都市図書館利用規程第5条第1項の規定により、個人貸出登録を申し込みます。 |  |  |  |  |        |
| 申込者                                   | フリガナ   |  |  | 生年月日   | 年 月 日生 |
|                                       | 氏名   |  |  |  |        |
|                                       | 住所   | 〒 —  |  |  |        |
|                                       | 連絡先  | <input type="checkbox"/> 1 自宅<br><input type="checkbox"/> 2 勤務先<br><input type="checkbox"/> 3 呼出( 様方)<br><input type="checkbox"/> 4 携帯 |  | ( ) —  |        |
| 勤務先<br>又は<br>通学先                      | <input type="checkbox"/> 1 勤務先<br>が京都市の区域内にある。<br><input type="checkbox"/> 2 通学先 |  |  |  |        |
| 代理人                                   | フリガナ   |  |  | 申込者との関係( )<br>申込者との同居の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |        |
|                                       | 氏名   |  |  |  |        |

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、生涯学習部長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局生涯学習部)